

第1回 白馬村社会福祉推進委員会 次第

日 時 令和8年9月 25 日(金)13 時 00 分から

場 所 白馬村役場2階201・202会議室

開 会(13:00)

1 健康福祉課長あいさつ

2 委員及び事務局職員の紹介 …資料1

3 会長及び副会長の選任

会長 _____

副会長 _____

4 会議運営に関する確認事項 …資料2

5協議事項

(1)計画策定までのスケジュールについて …資料3

(2)現行計画の概要について

・白馬村高齢者福祉計画

・白馬村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(3)その他

閉 会(:)

白馬村社会福祉推進委員会
令和8年度

資料 1

任 期	令和8年9月25日から令和11年3月31日
-----	-----------------------

区 分	会長◎ 副会長○	氏 名	役職等	高齢者 部会	障害者 部会
第1号委員 学識経験者		栗田 裕二	大北医師会	○	
		塩島 純子	白馬村民生児童委員協議会		○
		酒井 洋	白馬村議会	○	
		永井 勝則	白馬村議会		○
第2号委員 社会福祉団体等の関係者		長澤 肇	白馬村社会福祉協議会		○
		中村 真也	特別養護老人ホーム白嶺	○	
		渡邊 俊彦	介護老人保健施設白馬メディア	○	
		吉羽 一成	デイサービスセンターおらの家 あそなか	○	
		福田 美奈子	地域健康づくり支援研究所健學塾	○	
		山岸 昭夫	白馬村身体障害者福祉協会		○
		西沢 房子	白馬村手をつなぐ育成会		○
		細野 智行	療育・相談支援センターそらいろ		○
		太田 文敏	社会福祉法人 しあわせクロスロード白馬		○
		松井 幸夫	大北圏域障害者総合支援センター スクラム ネット		○
第3号委員 行政関係者		川嶋 一暢	白馬村地域包括支援センター	○	
		渡辺 公恵	大町保健福祉事務所 福祉課		○
第4号委員 公募により選考された者		高橋 よし子	公募	○	
		高杉 栄子	公募		○
第5号委員 その他村長が必要と認める者		吉沢 篤	白馬村シニアクラブ 会長	○	
		高橋 薫	居宅介護支援専門員代表	○	

10

10

区 分	氏 名	役職等
事務局	工藤 弘美	健康福祉課 課長
	大森 倫子	健康福祉課 福祉介護係長
	内山 明子	健康福祉課 福祉介護係
	伊東 里志	健康福祉課 福祉介護係
	降旗 大輔	子育て支援課 子育て支援係長

会議運営に関する確認事項(令和8～10年度)

令和8年9月 25 日

■白馬村社会福祉推進委員会

社会福祉及び保健介護において関係機関が連携し、各種福祉サービスの調整及び計画的な推進を図るため、白馬村社会福祉推進委員会設置要綱に基づき委員会を設置します。各団体からの推薦公募委員20名体制で設置します。本年度は計画作成のため数回委員会を開催しますが、翌年度後も必要に応じて委員会を開催します。

■部会長の選任

- ・各部会長は、社会福祉推進委員会の正副会長から選任します。

■会議の時間

- ・会議は、原則として平日の日中に開催します
- ・1回の会議に要する時間は、90 分程度とします

■会議資料の事前送付

- ・原則、会議資料は事前に送付します。

■会議及び会議資料の公開

- ・会議及び会議資料は、原則公開します
- ・会議の録音及び撮影については、用途を問わず会長へその旨を申し出て、許可を得ることとします。

■会議録

- ・会議録は、次回の委員会までに事務局が要約版を作成し、会長の許可を得たうえで、公開することとします
- ・会議録は、事前送付資料とともに前回のものを送付することとします

■意見公募(パブリックコメント)の実施

- ・政策形成過程における公正さの確保と透明性の向上を図り、村民の村政への参画を促進するため、意見公募は『白馬村パブリックコメント手続に関する指針』に基づき30日実施します。

■委員報酬

- ・規定により報酬をお支払いします。

■その他

- ・委員会の運営について必要な事項が生じた場合は、その都度委員会で協議して決定することとします

計画の策定(見直し)にあたり、「白馬村社会福祉推進委員会」を設置し、委員会内に「高齢者福祉部会」と「障害福祉部会」を置き、各専門分野で計画の検討を行っていく。

【スケジュール】

参考

令和5年度 公募委員8月31日〆で募集。(委員:18名)

	高齢者福祉部会	障がい福祉部会
9月	9月27日(全体会) 1)正副会長選出 2)計画策定までのスケジュール 3)現計画の概要について 4)部会の構成(部会長の選任)について	
10月	・現計画の評価 ・目標への取り組み状況確認	・現計画の評価 ・目標への取り組み状況確認
11月		11月29日 1)現計画の目標評価
12月	12月25日 1)現計画の評価 2)次期計画素案に対する協議	
1月		1月11日 1)現計画の目標評価 2)次期計画素案に対する協議
2月	R6.2.1～R6.3.1 パブリックコメントの実施	
3月	3月上旬から中旬(全体会) 1)パブリックコメントに関する協議	
※北ア広域第9期介護保険事業計画策定		

令和 8 年度

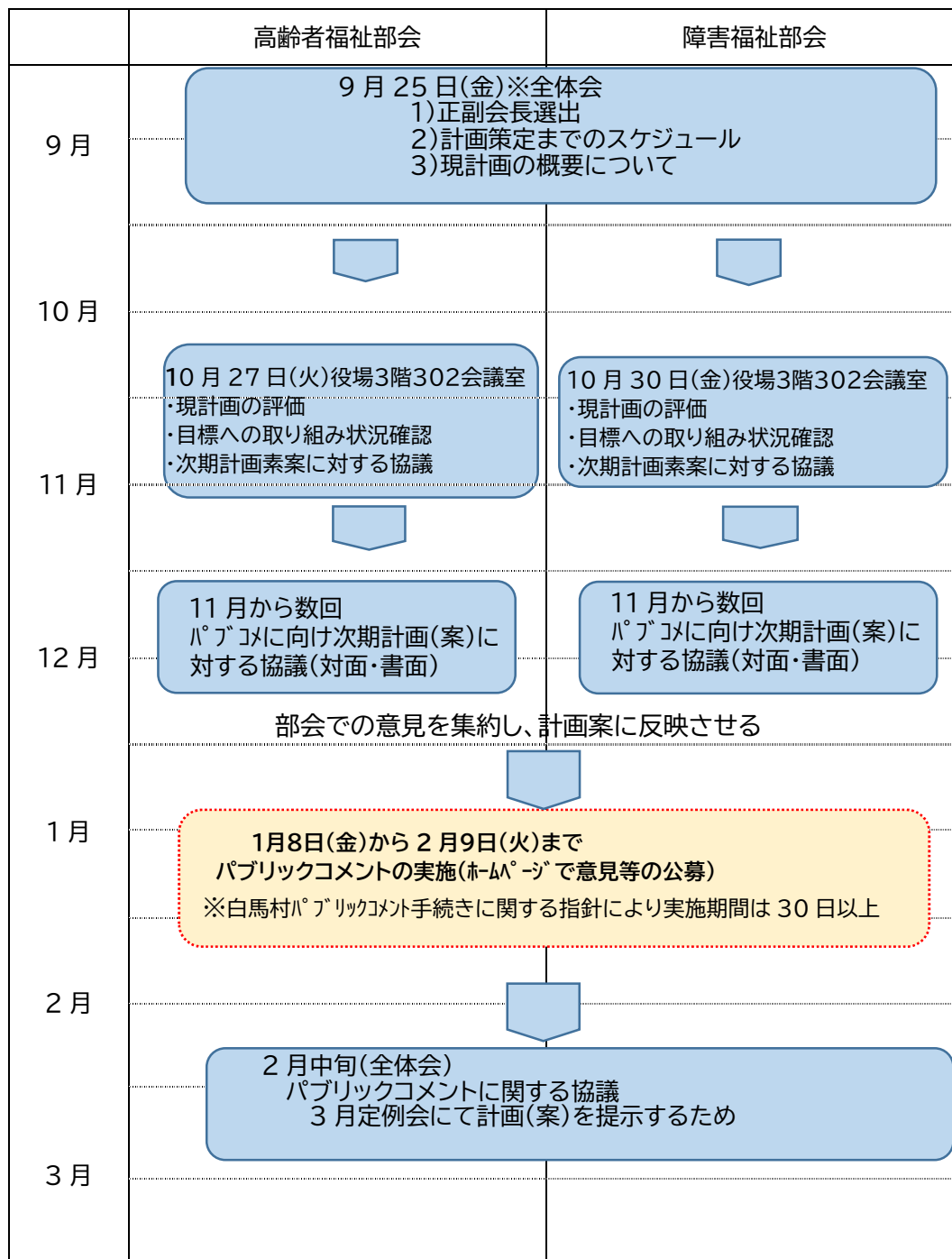
第10期高齢者福祉計画(令和 9-11 年度)

第3期障害者計画(令和 6-11 年度)

第7期障害福祉計画(令和 9-11 年度) の策定について

第4期障害児福祉計画(令和 9-11 年度)

公募委員8月 20 日(木)ㄨで募集。(委員:20 名うち公募委員 2 名)



白馬村高齢者福祉計画(令和 6-8 年度)の策定について

◎「高齢者福祉計画」とは、

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」として策定するもので、介護保険法に基づいて北アルプス広域連合が策定する「介護保険事業計画」とあわせて、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画に位置づけられます。

新計画策定のポイント

現状と将来見通し

- ・団塊の世代が75歳以上となるのが令和7(2025)年、団塊ジュニア世代は令和22(2040)年に65歳以上になる
- ・白馬村の高齢化率は32.6%(長野県は32.9%)で、5年前より2.9ポイント増
- ・高齢者のみで構成される世帯の割合は、全体の47.7%で、2年後には50%を超えると予測
- ・要介護・要支援認定者の21.4%の人が「近くに住む親族はいない」
- ・今後、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われている

現計画(R3-5)の評価

- ・全体的に新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値設定をした各種取り組みは思うような成果が出せなかった
- ・地域活動が停滞したことにより、地域で行われてきた各種事業について、再開することへの難しさを感じている
- ・利用できるサービスや制度などの周知が十分とは言い難く、真に必要な支援を行っているか検証が必要
- ・元気高齢者が増加していることから、支援の担い手として今後活躍いただく

新計画の概要

【基本理念】 つながり 支え合う 豊かなむらづくり

(参考)第9期介護保険事業計画基本理念

「住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと安心して、
自分らしい生活を続けられることができる地域づくり」

健康寿命の延伸

- ・健康づくりの総合的な推進
- ・フレイル予防・要介護リスクの抑制
- ・高齢者の生きがいづくり

在宅生活への支援強化

- ・在宅生活を支えるサービスの充実
- ・家族介護者への支援

安全・安心な暮らしの推進

- ・災害時避難行動要支援者対策の推進
- ・消費者被害等の防止・交通事故防止
- ・高齢者の権利擁護・虐待防止

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・地域包括支援センターの運営
- ・介護予防事業の推進
- ・認知症施策の推進
- ・介護保険制度の安定的な運営

策定にあたっての課題

- ①元気高齢者が支援の担い手となっていただくほか、支援を必要とする人にいかにつなげていくか
- ②区の未加入問題のほか、コロナウイルス感染症も相まって、希薄化する地域の連携をいかに再構築するか
- ③高齢者の生きがいをいかに創造していくか

白馬村 第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

計画の基本理念

【お互いに人格と個性を尊重し合いながら誰もが地域で活躍し安心して暮らせる共生社会の実現】

障がいの有無にかかわらず、自分らしく生きていくために、お互いがお互いを尊重することができる。住み慣れた又は希望する地域で、地域全体の理解・協力を受けながら、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができる。

→「みんなでつくる、みんなで輝けるまちづくり」を目指します。

計画策定の背景・経過

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
白馬村障害者計画						
白馬村障害福祉計画		第7期計画	第8期計画			
白馬村障害児福祉計画		第3期計画	第4期計画			

各計画の性格

障害者計画

障害者基本法
第11条第3項

障害施策全般の基本的な
方向性に関する計画

障害者計画の主な内容

- 地域における自立生活の支援・・障害福祉サービスの充実、所得の保障、保健・医療体制の充実、療育精神障がいのある方への支援の充実
- 社会参加の促進と就労支援・・余暇活動の充実、情報提供の充実、雇用や就労促進
- 人にやさしいまちづくり・・ユニバーサルデザインによる生活環境の整備、住宅の確保、防災防犯
- 権利擁護と虐待防止、差別解消の推進・・成年後見制度の利用促進、虐待予防、障がいの理解促進

障害福祉計画及び障害児福祉計画で定める成果目標(厚生労働省の指針を基に整理)

成果目標	基本指針に記載の内容	白馬村が目標とする事項
福祉施設の入所者の地域生活への移行	○施設入所者の6%以上が地域生活に移行 ○施設入所者数を5%以上削減	○施設入所者1人を地域生活に移行する ○施設入所者4人を3人に減らす
地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等を整備 ○年1回以上運用状況等の検証及び検討 ○強度行動障害を有する者に関して、支援体制の整備	○大北圏域に1ヵ所確保している地域生活拠点等について運用状況の検証及び検討を実施する ○強度行動障害を有する者の支援体制を圏域で整備する
福祉施設から一般就労への移行	○福祉施設(就労移行支援・就労継続支援など)から一般就労への移行者数を1.28倍以上 ○個別サービス毎に目標数値の設定	○就労移行支援事業所から2人、就労継続支援A型事業所から1人、就労継続支援B型事業所から1人、就労定着支援事業利用者2人を目標とする
相談支援体制の充実・強化等	○基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 ○個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、体制を確保	○圏域で設置している基幹相談支援センター・自立支援協議会について、基本指針別表に掲げている項目を圏域統一目標とする
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の整備	○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ1人参加する
障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターなどを活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	○圏域で整備を進めていながら、連携体制を構築していく

障害福祉計画

障害者総合
支援法 第88条

障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

障害児福祉計画

児童福祉法
第33条の20

障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画

高齢者福祉計画の次期計画の策定に向けたヒアリングシート

R6-R8 高齢者福祉計画の基本理念は、「つながり 支え合う 豊かなむらづくり」でした。

次期計画の基本理念等の策定（継続も含む）に向けて、皆様が考える白馬村の福祉における**理想像**を教えてください。

なお、お手数ですが障害者部会の皆様からも参考にご提出いただきますようお願いいたします。障害者部門に関する理想像で構いません。

ご提出いただいた内容は、次回の高齢者部会において、一覧にして共有させていただきたいと考えています。（匿名を希望される方は、欄外にその旨ご記入ください。）

提出期限：10月8日（木）

記入者氏名：

●理想像

例：要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる村

●理想像とした理由

例：自身が要介護状態になったときを想像したときに、引き続きこの村で友人や近所と交流しながら暮らしていきたいと思ったから